離婚される方へ

手続きチェックリスト

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年二人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、親権者を共同親権もしくは夫婦の一方に定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から 10 日以内に届出をしてください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で本人確認できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　・障害者手帳　・許可証
・官公署発行の顔写真付きの免許証　等

2 点必要なもの

・資格確認書　・介護保険証　など

関連する手続きは
以下をご覧ください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

美都・匹見各分庁舎でもお手続きができます。手続きによっては、市役所担当課で手続きをしていただく場合があります。**来庁前にご相談**ください。
【連絡先】美都地域総務課　0856-52-2311、匹見地域総務課　0856-56-0300

	世帯全員の方について伺います 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居） ※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！			1 階 市民課	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離				
	姓が変わる方で、 マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。 新たな姓の印鑑を登録希望の場合は、申請が必要です。	【新たに印鑑を登録する場合】 ・実印			
	姓が変わる方で旧姓を住民票や印鑑証明書などに表示したい方	旧姓併記の手続き	・旧氏が記載された戸籍謄本等			
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）	受付窓口でご相談ください。			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届　など	受付窓口でご相談ください。			
保険年金	国民健康保険に加入していて、 姓などに変更がある方	新しい資格確認書等の交付	・変更前の資格確認書 （交付されている方）		1 階 保険課 国民健康保険	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内	・健康保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。	・限度額適用（・標準負担額減額）認定証 ・特定疾病療養受療証　等			
	姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせの送付先確認（後日郵送）	・変更前の後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ		1 階 保険課 後期高齢者医療	
	加入中の年金が前配偶者の扶養（第 3 号被保険者）である方	国民年金第 1 号被保険者へ種別変更	・健康保険の資格喪失証明書 ・離婚日が記載された戸籍謄本		1 階 保険課 国民年金	

	世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
こども	子ども医療費受給資格証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方	医療費助成の受給者証の変更 ※健康保険の手続きが終わった後での手続きになります。	・子ども医療費受給資格証 ・健康保険の資格確認書(お子さんのもの)		１階 保険課 子ども医療	
	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～高校生年代） ※受給者の変更が必要かどうかは受付窓口でご相談ください。	児童手当の受給者変更	・請求者の口座がわかるもの ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください。		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの ・申請者の口座がわかるもの			
	保育園・幼稚園等に入園を希望する方	保育園・幼稚園等の入園相談	・保育を必要とすることを証明する書類 （保護者の就労証明書等）		EAGA1 階 子ども福祉課 保育	
	保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	・世帯状況変更 ・保育料振替登録口座変更　等				
	小・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助制度の相談・申請	学校へご相談ください。		各小中学校	
高　齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証などの氏名変更	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証		１階 高齢者福祉課 介護保険	
障がい	姓が変わる方で障がい者手帳、 自立支援医療受給者証、 福祉サービス受給者証などをお持ちの方	各種手帳・受給者証の氏名変更等	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・受給者証		別館 福祉事務所 1 階 障がい者福祉課	
	特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当を受給している方	・口座変更（必要な方のみ） ・受給者変更届等	受付窓口にご相談ください。			
	障がい者手帳などをお持ちのお子さんがいる方	特別児童扶養手当の受給者変更				
	児童発達支援・放課後等デイサービス等、 障がい福祉サービスを利用している方	・受給者証の氏名・住所変更 ・負担上限月額の見直し	・受給者証			
	福祉医療費医療証（障がい者・ひとり親）を お持ちの方	受給者資格の変更等	・福祉医療費受給者証 ・健康保険資格がわかるもの			
	障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除制度を 利用している方	変更申請	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・契約者の印鑑			
	障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除申請を 希望される方	窓口へご相談ください。 （世帯の異動により免除対象となる場合があります。）				
料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます。		分館 2 階 上下水道部業務課	
その他	市営住宅に入居していた方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	受付窓口でご相談ください。		島根県住宅供給公社 益田管理事務所 0856-31-1530	
	史跡等の指定文化財の所有者の方	氏名変更の届出が必要となる場合があります。	受付窓口でご相談ください。		市民学習センター 2 階 文化振興課	

担当課連絡先

・市民課	0856-31-0222	・保険課　子ども医療	0856-31-0215	・高齢者福祉課 介護保険	0856-31-0682
・保険課 国民健康保険	0856-31-0212	・子ども福祉課 児童福祉	0856-31-0243	・障がい者福祉課	0856-31-0251
・保険課 後期高齢者医療	0856-31-0215	保育	0856-31-1380	・上下水道部業務課	0856-31-0422
・保険課 国民年金	0856-31-0216	・学校教育課	0856-31-0451	・文化振興課	0856-31-0623

令和 8 年 11 月時点